

INDEX

- | | | | |
|---------------------------|-----|------------------|-----|
| 1. 補助対象者に関する事 | …P1 | 7. 対象事業者の周知に関する事 | …P3 |
| 2. 対象事業者に関する事 | …P2 | 8. 企業協力金に関する事 | …P4 |
| 3. 補助金の交付に関する事(金額や受取時期など) | …P2 | 9. 補助対象者の報告に関する事 | …P4 |
| 4. 補助対象者登録申請に関する事 | …P2 | 10. 在職証明に関する事 | …P4 |
| 5. 補助金の交付申請に関する事 | …P3 | 11. その他、制度に関する事 | …P4 |
| 6. 対象事業者の登録手続きに関する事 | …P3 | | |

制度全般について

1. 補助対象者に関する事

No.	Q	A
1-1	豊橋市外出身者でも対象になりますか？	対象になります。但し、補助対象者登録時に住民票が豊橋市内に無い場合は対象になりません。
1-2	勤務地は豊橋市内ですが、市外に住んでいる場合は補助対象になりますか？	住所地が市外の場合は補助対象外です。
1-3	「大学等」とはどこまで含まれますか？専門学校や短大、高校も対象になりますか？	大学、大学院、短期大学、高等専門学校、専門学校(修業年限2年以上の専門課程及び高等課程に限る)、高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部が対象になります。
1-4	正規雇用でない場合は対象になりますか？	正規雇用のみ対象になります。
1-5	豊橋市内に本社のある対象企業に就職後、配属先が市外になった場合は対象になりますか？	配属先が市外でも、市内に居住していれば対象になります。市内事業所勤務後に市外に転勤となった場合も同様です。
1-6	豊橋市外に本社のある対象企業に就職後、配属先が市外になった場合は対象になりますか？	初めから配属先が市外の場合は、対象になりません。市内事業所に勤務中に補助対象者登録をされた方のみ、市外事業所勤務になった場合も、市内に居住していれば対象となります。
1-7	中途採用でもこの補助金を受けることができますか？	就職時に奨学金返還中であれば対象になります。年齢制限はありません。
1-8	退職した場合はどうなりますか？	補助金の交付申請ができる方は、毎年12月末時点で補助対象者の要件を満たす方になります。12月末の時点で会社を退職している場合は、その年度分の補助金の申請はできません。
1-9	退職後、他の対象企業に就職した場合は、新たに補助金をもらうことができますか？	一度補助対象者登録された方が転職等により再登録された場合は、最初の登録時に決定された補助対象期間を引き継ぎます。そのため、その期間内であれば再登録後に補助金の申請を再開することはできますが、期間を過ぎている場合と市制度において補助対象期間が異なる場合は申請できません。また、退職してから再登録までの期間中の補助金は交付対象外となります。 補助対象期間の引継ぎの可否は以下のとおりです。 可：市制度6年間の登録企業から市制度6年間の登録企業への転職 可：県制度併用の登録企業から県制度併用の登録企業への転職 不可：県制度併用の登録企業から市制度6年間の登録企業への転職 不可：市制度6年間の登録企業から県制度併用の登録企業への転職
1-10	正規雇用の要件として「公的年金及び健康保険に加入していること」とあるが、国民健康保険加入も含まれるのか。	事業者が保険料を負担する健康保険を想定しています。そのため保険料を事業主が負担しない、国民健康保険や国民健康保険組合は対象外です。
1-11	対象企業が①愛知県制度に登録している企業と②登録できない企業があるが、補助対象者に何か違いはありますか？	支援内容に違いがあります。 ①愛知県制度に登録している対象企業 ・対象企業に就職後3会計年度は県制度による企業からの手当等を受けていることが条件になります。市制度による支援は入社4年目から3年間受けることができます。 ②愛知県制度に登録できない対象企業 ・対象企業に就職後、市制度による支援を6年間受けることができます。

2. 対象事業者に関すること

No.	Q	A
2-1	対象事業者はどこで確認することができますか？	市ホームページで確認していただけます。 URL▶▶ https://www.city.toyohashi.lg.jp/61986.htm
2-2	対象事業者はどのように決まるのですか？	市内に事業所を持つ中小事業者で、市から本人へ交付する補助金の2分の1の協力金の納付に同意し、市に登録した企業が対象企業となります。ただし、愛知県制度への登録の可否によって一部要件が異なります。 詳細は市ホームページで確認いただけます。 URL▶▶ https://www.city.toyohashi.lg.jp/34111.htm
2-3	対象事業者は今後増えていきますか？	対象事業者登録は随時募集していますので、新たな登録が完了次第追加されます。

3. 補助金の交付に関すること(金額や受取時期など)

No.	Q	A
3-1	対象企業が①愛知県制度に登録している企業と②愛知県制度に登録できない企業があるが、補助金額等に違いはありますか？	補助対象期間と補助金の最大額に違いがあります。 ①愛知県制度に登録している対象企業 ・市制度の補助対象期間： 就職年度より起算して4年度目から6年度目までの3年間 ・最大額：年額18万円(3年間総額54万円) ②愛知県制度に登録できない対象企業 ・市制度の補助対象期間： 就職年度から当該年度より起算して6年度目までの6年間 ・1年度目から3年間の最大額：年額40万円(3年間総額120万円) ・4年度目から3年間の最大額：年額18万円(3年間総額54万円) なお、①②ともに交付する補助金の額は実返還済額、又は企業協力金の2倍の額のいずれか低い金額となります。
3-2	補助対象期間内に返還金を繰り上げ返済した場合、補助金はどうなりますか？	補助対象期間終了前に繰り上げ返済した場合は、返還終了月までが補助金の対象期間となります。
3-3	補助金はいつもらえますか？	補助対象期間中、毎年12月末日時点での補助対象者の資格を確認のうえ、3月に交付します。

本人が行う手続きについて

4. 補助対象者登録申請の手続きに関すること

No.	Q	A
4-1	住民票の写しは、続柄や本籍など省略したものでよいですか？また、家族と同居の場合、自分ひとり分だけ掲載されたものでよいですか？	続柄・世帯主、本籍・筆頭者ともに省略し、申請者個人だけ掲載されたもので結構です。(申請前3ヶ月以内のもの)
4-2	「奨学金の返還額、返還開始月及び返還期間が確認できる書類の写し」とは、具体的にどのような書類ですか？	日本学生支援機構の奨学金の方は、「口座振替(リレー口座)加入通知書」の写しを添付してください。それが無い方、又はその他の奨学金の貸与を受けていた方は、貸与機関が発行する「奨学金返還証明書」を取り寄せて添付してください。
4-3	「大学等の卒業証明書等の写し」は、卒業証書の写しでもよいですか？	卒業証書の写しで結構です。
4-4	「雇用保険、公的年金及び健康保険に加入していることを証明する書類の写し」とは、具体的にどんな書類ですか？	・雇用保険被保険者資格取得等確認通知書(事業主通知用) ・健康保険・厚生年金保険資格取得確認および標準報酬決定通知 ただし、雇用契約書等で加入が明記されている場合は不要になります。

5. 補助金の交付申請に関すること

5-1	補助金の交付申請は、郵送でもよいですか？	郵送で結構です。
5-2	住民票の写しについて	続柄・世帯主、本籍・筆頭者ともに省略し、申請者個人だけ掲載されたもので結構です。(当該年度の12月末日以降に発行されたもの)
5-3	返還金引き落とし口座の通帳の写しを提出する場合、どこをコピーして提出すればよいですか？	通帳の表紙、及び交付申請の対象期間中の返還金の引き落としが確認できるページをコピーしてください(口座残高や返還金の引き落とし以外の記載部分を見られたくない場合は、黒塗りして提出してください)。
5-4	通帳記入をしていなかったため、交付申請期間中の返還金の引き落としが通帳で確認できない場合はどうすればよいですか？	貸与機関が発行する奨学金返還証明を提出してください。 日本学生支援機構の場合は、「奨学金返還額証明書」を提出してください。発行を依頼するときは、「奨学金返還証明書」とお間違えのないようにお願いします。 ※1 奨学金の返還先に証明書等の発行を依頼するときは、当該年度の交付対象期間を指定してください。 ※2 12月末日以降に発行されたもの。証明書の発行に時間がかかる場合があるためご注意ください。

事業者が行う手続きについて

6. 対象事業者の登録手続きに関すること

No.	Q	A
6-1	対象事業者の登録手続きはいつまでに行えばよいですか？	登録は随時受け付けています。但し、補助対象者がいる場合は補助対象者の登録期限と連動しますのでご注意ください。
6-2	対象事業者登録申請書に添付する「登録内容を確認できる書類」とは、具体的に何ですか？	会社パンフレット、ホームページ掲載済みの企業概要ページの写しなど、企業の活動内容・業種・資本金・常時雇用する従業員数・所在地が明記されているものを添付してください。
6-3	対象事業者として登録後、協力金の納付が難しくなった場合に登録を廃止することはできますか？また、その場合、既に補助対象者となっている従業員への補助金はどうなりますか？	対象事業者登録変更・廃止届(様式第12)を市へご提出ください(市ホームページへの掲載を速やかにストップする必要があるため、検討段階で早めにご一報ください)。廃止後は、新たな補助対象者登録の対象企業からは外れます。但し、既に補助対象者となっている従業員分の企業協力金については、その方の補助金交付が終了するまで継続となります。また、採用活動中に本制度を紹介して内定し、実際に採用した方がいる場合にも、「就職してみたら補助金が受けられなかった」ということが起こらないよう、その方の補助金交付が終了するまで協力金の継続をお願いいたします。
6-4	②愛知県制度の要件に該当しない登録企業(市制度のみ)は補助対象期間を3年間にすることはできますか。	補助対象期間は6年間のみとなります。

7. 対象事業者の周知に関すること

No.	Q	A
7-1	対象事業者で登録すると、どのように学生等に周知されますか？	事業者名・業種・事業内容・企業ホームページへのリンクを市ホームページに掲載します。また、そのページのQRコードを載せた就活生等向けのチラシを市内及び近隣大学の就職・キャリア支援課に配布し、学生への周知を図ります。なお、チラシは企業の採用活動でご活用いただけるよう、対象事業者登録をしていただいた企業に紙とデータで提供します。
7-2	奨学金返還支援を行っている企業であることが学生等から見てわかるような認証マークはありますか？	認証マークはありませんが、大学やハローワークへ出す求人票に「豊橋市奨学金返還支援制度対象事業者」など記載していただけます。

8. 企業協力金に関すること

8-1	補助対象者の従業員が補助対象期間中に退職した場合、納付済みの企業協力金は戻ってきますか？	補助金交付済みの部分の協力金については戻りませんが、補助対象者が交付対象期間の途中退職であれば補助金交付前の部分については還付します。
8-2	対象事業者として登録後、協力金の納付が難しくなった場合はどうすればいいですか？	→6-4参照
8-3	企業協力金は会社の経理上どのように整理すればよいか。また、税法上はどのような扱いになるのか。	本制度における企業協力金は、一般寄附金扱いとなります。(寄附金の行き先が特定個人で限定されるため、「国・地方公共団体に対する寄附金」ではなく、「一般寄附金」扱い。) ※一般寄附金の場合は以下を限度として損金算入(H30.7.10現在) (資本金等の額の0.25%+所得金額の2.5%)×1/4 詳しくは、財務省HP「寄附税制の概要(国税)」、国税庁HP「法令解釈通達 - 法人税 - 第3款 国等に対する寄附金」をご覧ください。
8-4	関係会社間の異動・出向・転籍が発生した場合、補助対象期間を引き継ぐことはできますか？	関係会社については、対象事業者登録申請書の備考欄に記載していただくことで対象者の補助対象期間を引き継ぐことができます。なお、各関係会社についても本制度の企業登録が必要となります。また、企業協力金は、補助基準日に在籍している登録企業が支払うこととなります。

9. 補助対象者の報告に関すること

9-1	補助対象者が複数いる場合、様式第4の対象者報告書の氏名欄はどのように書けばよいですか？	対象者全員のフルネームを氏名欄に記載してください。人数が多い場合は、枠を広げて記載してください。(市ホームページにWordの様式を掲載しています)
9-2	対象企業には、①愛知県制度に登録している企業と②登録できない企業があるが、対象者報告書に関して何か違いはありますか？	①愛知県制度に登録している対象企業は、以下の書類のいずれか一つを合わせて提出してください。 ・最終年度に県に提出した実績報告書に添付した支援計画の写し ・最終年度に県に提出した実績報告書に添付した貸金台帳の写し (補助対象者の奨学金返還支援以外の記載部分を見られたくない場合は、黒塗りして提出してください)。

10. 在職証明書に関すること

10-1	勤務先と本社が異なる場合は、在職証明書(様式第8)の証明者は、勤務先事業所の長(豊橋事業所長など)でよいですか。	勤務先の事業所長で証明してください。
------	--	--------------------

11. その他、制度に関すること

11-1	転職と補助金申請を繰り返し、人材定着の妨げになる可能性はないですか？	本事業が人材定着の妨げとならないよう、補助対象者については登録履歴の管理を行い、転職した場合でも、最初の登録時に決定された補助対象期間を超えて補助金の交付を受けることは出来ない仕組みとしています。
------	------------------------------------	--